



議会だより

第93号

平成18年6月1日
編集・発行
議会だより編集委員会
電話(22)0612
富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/info/div/gikai/html/index.html>



市議会議員視察研修（なら奈良館・世界遺産資料館）にて

—3月定例会—

20日	16日	15日	13日	8日・9日・10日	6日	3月1日	日程
○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 ○富士吉田市外二ヶ村恩賜 県有財産保護組合議員 の補欠選挙 (閉会)	建設水道委員会 ○付託議案の審査	文教厚生委員会 ○付託議案の審査	総務経済委員会 ○付託議案の審査	予算特別委員会 ○付託議案の審査	議会 ○議案の追加提案・ 委員会付託 ○市政一般質問	議会 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託	日程 内容 本会議 (開会)

編集委員会

委員長 渡辺 信隆
 委員 松野 貞雄
 渡辺 嘉男
 太田 利政
 佐藤 進
 勝俣

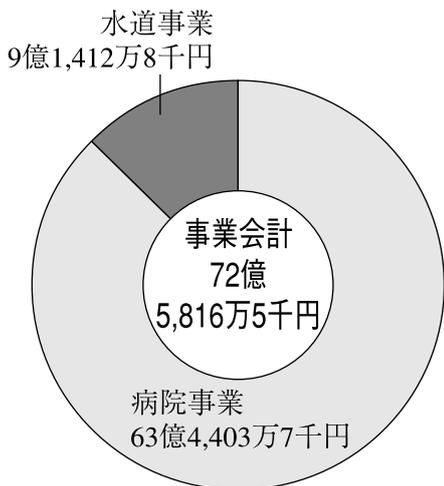
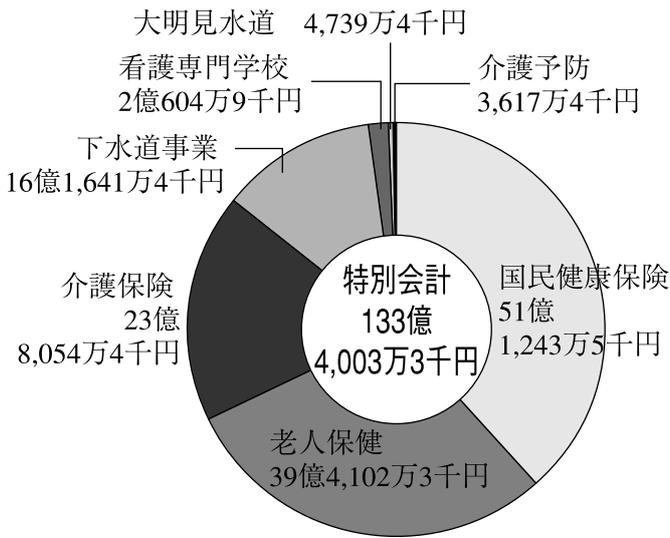
予算

平成十八年度予算 総額三百九十六億六千三百十九万八千円

平成十八年三月定例会は、三月一日開会され、二十日間の会期を終えて三月二十日に閉会しました。

この定例会では、市川三郷町、甲府市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入すること並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の増減についてなど二件の専決処分報告、平成十八年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など十会計予算をはじめ、組織機構改革に伴う関係条例の整理に係る条例など条例の制定五件、富士吉田市議会委員会条例など条例の一部改正二十件、平成十七年度一般会計補正予算など四件の補正予算、富士吉田市立上吉田コミュニティセンターの指定管理者の指定など十一件及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙など人事三件、その他二件など合計五十三件の市長提出議案を審議し、すべて可決、同意しました。

市政に対する一般質問は三人の議員が行い、執行者の考えをいただきました。



上程案件一覧表

(専決処分報告)

市川三郷町、甲府市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入すること並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の増減について・平成十七年度富士吉田市一般会計補正予算（第六号）

(新年度予算)

平成十八年度富士吉田市一般会計・下水道事業特別会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計・介護予防支援事業特別会計・看護専門学校特別会計・大明見水道特別会計・市立病院事業会計・水道事業会計

(補正予算)

平成十七年度富士吉田市一般会計補正予算（第七号）・下水道事業特別会計補正予算（第三号）・介護保険特別会計補正予算（第一号）・富士吉田市一般会計補正予算（第八号）

(条例の制定)

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例・富士吉田市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例・富士吉田市国民保護協議会条例・地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例・富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例

(条例の一部改正)

富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び富士吉田市消防団員等公務災害補償条例・富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例・富士吉田市特別会計条例・富士吉田市手数料条例・富士吉田市基金条例・富士吉田市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例・富士吉田市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例・富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例・富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例・富士吉田市臨床検査センター管理条例・富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例・富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例・公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する条例・富士吉田市職員の育児休業等に関する条例・富士吉田市職員給与条例・富士吉田市職員退職手当支給条例・富士吉田市介護保険条例・富士吉田市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例・富士吉田市立病院使用料及び手数料条例・富士吉田市議会委員会条例

(指定管理者の指定)

富士吉田市立上吉田コミュニティセンター・富士吉田市立明見コミュニティセンター・富士吉田市立下吉田コミュニティセンター・富士吉田市立上暮地コミュニティセンター・富士吉田市立下吉田南コミュニティセンター・富士吉田市立市民ふれあいセンター・富士吉田市福祉ホール・富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘・富士五湖文化センター・富士吉田市民会館・富士吉田市民の体育施設

(規約の変更)

富士五湖広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び富士五湖広域行政事務組合の財産処分

(規約の廃止)

上九一色村と富士吉田市との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(人事)

富士吉田市公平委員会委員の選任・富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任・富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙

委員会の 審査から

予算特別委員会

平成十八年度一般会計、特別会計、事業会計など、合計十会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、三日間委員会を開催し、慎重に審査が行われました。

委員長 渡辺嘉男
副委員長 渡辺忠義
委員

武藤茂美 松野貞雄
太田利政 佐藤 達
宮下 豊 加々美宝
佐藤みどり 宮下哲夫
戸田 元

一般会計

本案は、平成十八年度富士吉田市一般会計予算でありまして、刻々と多様に変化する市民ニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な事業を執行するため、「教育・文化・福祉」を基本とする事業展開を推進し、既存の概念にとらわれず施策の意図・目的・必要性等を意識することに努め、限られた財源の中で、真に必要な性の高い行政サービスの水準を確保し、財政の健全性の確保に留意した

予算となっております。その内容は、予算総額百九十億六千五百萬円で、前年度当初予算に比べ、七・四％の増加となっております。

このうち歳入の主なもの、市税については、所在法人の業績等により法人市民税の減収や固定資産税の評価換えにおける減収が見込まれることなど、全体としては、前年度当初予算に比べ、三・七％減の六十一億六千四百三十萬円余りが計上されております。

地方交付税については、法人市民税等の減収見込みなどから、基準財政収入額は減額が見込まれ、また、普通交付税は前年度当初予算と同額としたが、特別交付税は、前年度当初予算に比べて減額であり、全体としては、前年度当初予算に比べ、四・八％減の二十三億六千萬円が計上されております。

また、財源不足分として、財政調整基金十七億円を繰り入れることとな

りました。

このほか、国・県支出金二十八億二千三百八十二萬円余り、分担金及び負担金十二億八千六百七十七萬円余り、市債十一億九千二百六十萬円、その他の収入三十五億三千八百一十一萬円余り等が計上されております。

また、歳出については、第四次総合計画における施策の柱に沿って、次のような歳出予算が計上されております。

まず、「誇りをもって学び、育む まちづくり」に十六億千二百六萬円余り、次に、「あたたかくみまもり、助け合うまちづくり」に四十三億千四百三十三萬円余り、次に、「いきいきと結びつき、ふれあう まちづくり」に七億七千七百三十四萬円余り、次に、「大切にたたえ、尊ぶ まちづくり」に十三億五百七十七萬円余り、次に、「しつかりと支え、安らぐまちづくり」に三十九億六千七百四十二萬円余り、次に、「手を携えて、みんなで作る まちづくり」に七十億九千二百七十四萬円余りが主なものであります。

引き続き厳しい財政状況のもと、財源確保は重要な課題であり、収納対策の強化等により市税などの一般財源の確保に極力努め、国・県支出金や起債制度、基金の有効・適切な活用などを含めて財源の確保に努めることが望まれるところであります。

また、長期的な視点に立った総合的な行財政運営の推進を図るべく、新年度予算は、第四次総合計画に則した事業別予算として編成されており、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、歳入において、法人市民税の減は、財政基盤が脆弱であることが原因であり、個人市民税並びに法人市民税の増収につながるよう地域経済の活性化を図るための政策の展開が重要であるとの意見がありました。

また、平成十六年度決算委員会において、税等の滞納状況一元化が議論されてきたが、その後不納欠損額にならないための対策が必要であり、平成十八年度から新設される収税課は各項目の滞納状況のデータを一元化

し、収納対策の指示的役割を果たしながら強化を図るべきであるとの意見がありました。

富士山レーダードーム館の使用料については、平成十六年オープン当時に比べると収入が減になっているので、外国語による観光の案内、イベント等を活用し、また、道の駅、博物館との相乗効果を図り、使用料の増収に努力すべきとの意見がありました。

国庫補助金については、補助金を活用して、明見湖公園整備事業や浅間公園整備事業が進められているが、地域経済の活性化につながるような政策が必要であるとの意見がありました。また、自主財源が厳しい状況から、防衛予算を含め国の財源を十分確保する中で、住民福祉に寄与すべきであるとの意見がありました。

平成十八年度予算においては、財政調整基金をここ数年取り崩しているが、将来的には予算編成が厳しくなるので、歳出の抑制、公債費の削減に努力すべきであるとの意見がありました。

歳出における各事業

委員会の 審査から

においては次のような意見、要望などがありました。

職員の定数については、いまだに、社会経済が厳しい状況にあるので、職員数においては、目標値に向けて努力されたいとの意見がありました。

温泉事業については、温泉施設は多くの市民が望んでいる施設の一つであるので、検討する必要がある。また、入浴施設においても、民間活力の導入を含めて整備、検討すべきであるとの意見がありました。

コミュニティセンターなどの指定管理者制度については、財政負担を削減することが、一つの目的であるが、サービスの低下にならないように運営に努力すべきであるとの意見がありました。

少子化対策については、対策の一つとして、不妊治療に対する助成が必要であるとの要望がありました。

学童保育については、希望者が多いので規模の拡大を図り、対応すべきであるとの要望がありました。

松くい虫、及び鳥獣害対策については、諏訪の

森公園の松を始め、市内には数多くの美林があるが市の貴い財産であるので、松くい虫対策及び農産物の保護のために鳥獣害対策を十分に図るようにとの要望がありました。

田園居住空間事業については、平成十六年度に工事が完成しているので、早期に換地業務を行い、登記が完了するようにとの要望がありました。

道の駅富士吉田の水汲み場については、市内外から沢山の人々が訪れているが、夜間に盗水が見受けられることから徹底した管理を行うべきであるとの指摘がありました。

市道大明見古宮線については、地権者全員から賛成を頂いている状況の中で、用地交渉、実施設計を早期に行い、工事費を予算化すべきであるとの意見がありました。

浅間公園整備事業については、梅林一・五ヘクタールを整備すると新聞報道で整備計画が掲載されて議員も住民も初めて知った。このような状況の中で、実施設計を行ったと記事にあったが、該

地は梅林には適していないこと、ランニングコースト、費用対効果等を算出した上で事業を進めるべきであり、また、議会及び地元住民に対しての説明も行っていないことから、今後事業計画など議会と協議し、了承を得た段階で事業を進めるべきであるとの指摘がありました。

総括質疑においては、歳入が厳しい中で、平成十八年度予算は比較的大型予算になっている、平成十六年度、十七年度の財政調整基金の状況からして、今後の庁舎の建て替え、市民文化エリアの整備、浅間公園の整備、市道大明見古宮線等の大きな事業が計画される中で、将来的に予算編成が厳しくなることから、しつかりとした歳出の抑制に取り組まなければならないとの指摘がありました。また、今後、事業を計画、執行する段階で議会との協議が必要であるとの意見がありました。

特別会計・事業会計予算
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の七特別

会計予算、事業会計は、市立病院事業会計及び水道事業会計の二事業会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の中で、下水道事業特別会計予算では、普及率及び水洗化率については、工事は、起債等を利用しながら行っている中で、補助制度を活用する中で、水洗化率のアップ及び普及率の向上に努力すべきであるとの指摘がありました。

総括質疑において、本町通りは、水洗化率が低い状況にあるので、その対応策は、市全体の問題として捉えて、検討すべきであるとの指摘がありました。

看護専門学校特別会計予算では、一般会計から多額の繰入をしているので、卒業生に対して、本市の医療機関への就職を促進するよう努力されたいとの意見がありました。

総務経済委員会

審議案件

①組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

②富士吉田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

③富士吉田市国民保護協

国民健康保険特別会計予算では、総括質疑において、国民健康保険税の滞納者に対して、国民健康保険短期被保険者証の交付を行っているが、公平の原則から検討すべきではないかとの指摘がありました。

介護保険特別会計予算では、総括質疑において、介護保険制度の改正に伴い、パンフレット等を作成し、市民に周知することが大事であるとの要望がありました。

議会条例の制定について

④地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

⑤富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び富士吉田市消防団員

委員会の 審査から

- 等公務災害補償条例の一部改正について
- ⑥ 富士吉田市基金条例の一部改正について
- ⑦ 富士吉田市立上吉田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ⑧ 富士吉田市立明見コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ⑨ 富士吉田市立下吉田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ⑩ 富士吉田市立上暮地コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ⑪ 富士吉田市立下吉田南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ⑫ 富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- ⑬ 富士五湖広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び富士五湖広域行政事務組合規約の変更について
- ⑭ 甲府市の脱退に伴う富士五湖広域行政事務組合の財産処分について
- ⑮ 公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- ⑯ 富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- ⑰ 富士吉田市職員給与条例の一部改正について
 - ⑱ 富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について
 - ⑲ 平成十七年度富士吉田市一般会計補正予算(第七号)
- 審議結果**
- ① 組織機構改革に伴い、関係する条例について、部名の変更など所要の改正を行うため、制定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
 - ② 『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』第三十一条の規定等に基づき、本市における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事項を定める必要があるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
 - ③ 『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』第四十条第八項の規定に基づき、富士吉田市国民保護協議会に関する事項を定める必要があるため、所要の規定を整備するもの

- であり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ④ 『地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』の施行に係る『地方公営企業労働関係法』の一部改正に伴い、関連する条例について、所要の改正を行うため、制定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑤ 『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律』の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑥ 庁舎を整備するための基金を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- た、庁舎活用の一つとして旧吉田商業高校も検討してもらいたいとの要望がありました。
- ⑦ 地方自治法第二四四條の二第三項の規定により、富士吉田市立上吉田コミュニティセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑧ 地方自治法第二四四條の二第三項の規定により、富士吉田市立明見コミュニティセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑨ 地方自治法第二四四條の二第三項の規定により、富士吉田市立下吉田コミュニティセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- で、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑩ 地方自治法第二四四條の二第三項の規定により、富士吉田市立下吉田南コミュニティセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑪ 地方自治法第二四四條の二第三項の規定により、富士吉田市立上吉田コミュニティセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑫ 地方自治法第二四四條の二第三項の規定により、富士吉田市立市民ふれあいセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑬ 平成十八年三月一日から同組合の組織団体となった甲府市が三月三十一日をもって同組合を脱退するため、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る地方自治法第二八六条第一項の規定による協議について、同法第二九〇條の規定により議会の議決を要するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ⑭ 平成十八年三月三十

委員会の審査から

一日をもって甲府市が同組合を脱退することに伴い、上九一色村が出資した「ふるさと市町村圏基金」の財産処分に係る地方自治法第二八九条の規定による協議について、同法第二九〇条の規定により議会の議決を要するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑮『国家公務員退職手当法の一部を改正する法律』の施行等に伴い、公益法人等への派遣職員の勤続期間の計算等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑯『一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律』の施行に伴う、『国家公務員の育児休業等に関する法律』の一部改正により、育児休業取得職員の勤続期間の計算等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑰『国家公務員退職手当法の一部を改正する法律』の施行等に伴い、退職手当の計算方法の改定など、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑱今回歳入歳出にそれぞれ二億三千二百九十三万六千円を追加し、総額を百九十四億五千六百三十二万七千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金一億四千八百三十七万六千円、地方交付税一億

百六万円等を増額し、市債一億七百九十万円を減額するものであります。

歳出では、職員手当一億九千三十九万八千円、

吉田西小学校校舎耐震補強工事請負費並びに委託料九千四百四十七万円、

介護保険特別会計繰出金千九百三十七万五千円等を増額し、下水道事業特別会計繰出金六千八百四十一万三千円を減額するものであります。

また、浅間公園整備事業につきまして、平成十七年度・十八年度の二カ年の継続事業として追加するとともに、沿道区画整理事業外六件四億六千七百一十一万三千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑲富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑳富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉑富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉒富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉓富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉔富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉕富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉖富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉗富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉘富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉙富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉚富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉛富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

文教厚生委員会

審議案件

①富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

②富士吉田市特別会計条例の一部改正について

③富士吉田市手数料条例

④富士吉田市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑤富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑥富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑦富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑧富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑨富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑩富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑪富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑫富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑬富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑭富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑮富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑯平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑰平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑱平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑳平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉑平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉒平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉓平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉔平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉕平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉖平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉗平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉘平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉙平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉚平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉛平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

理由に関する条例の一部改正について
⑥富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について
⑦富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について
⑧富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
⑨富士吉田臨検センター管理条例の一部改正について
⑩富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
⑪富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑫富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑬富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑭富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑮富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑯平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑰平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑱平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑲平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
⑳平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉑平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉒平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉓平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉔平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉕平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉖平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉗平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉘平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉙平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉚平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について
㉛平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉜平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉝平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉞平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㉟平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊱平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊲平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊳平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊴平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊵平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊶平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊷平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊸平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊹平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊺平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊻平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊼平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊽平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊾平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊿平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

㊿平成十七年度富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

委員会の 審査から

正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥山梨県乳幼児医療費補助金交付要綱の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦山梨県ひとり親家庭医療費助成事業実施要綱の制定及び山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧山梨県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨地方自治法第二四四条の二第三項の規定に基づく指定管理者に施設の管理を行わせることができると認められるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑩みずほ公園内に整備をしてきたみずほ公園スポーツ広場の完成に伴い、施設の位置付け及び使用料等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑪地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑫地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑬地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑭地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市民の体育施設の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑮介護保険制度の健全な運営を図るための第三期介護保険事業計画における、一号被保険者の介護保険料の改定、並びに『介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令』の施行に伴う、保険料第二段階の細分化等、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑯今回歳入歳出にそれぞれ一億五千五百万円を追

加し、総額を二十三億五百八十六万八千円とするものであります。

歳入では、支払基金交付金四千九百六十万円、国庫負担金三千百万円、基金繰入金二千七百八十二万三千円、一般会計繰入金千九百三十七万五千円等を増額するものであります。

歳出では、介護サービス等諸費一億三千五百五十万円、支援サービス等諸費千四百万円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、指定管理者の指定についての各議案の中で、指定管理者制度の趣旨である経費の削減や市民サービスの向上に向けて対応すべきであるとの指摘がありました。

伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、災害時等における市営住宅の管理について、古い市営住宅の建替えを検討すべきであるとの意見がありました。

⑲今回歳入歳出からそれぞれ七千三百一十一万三千円を減額し、総額を十六億三千六百八十五万一千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金六千八百四十一万三千円、市債四百七十万円を減額するものであります。

歳出では、流域下水道維持管理負担金七千二百九十九万二千円、流域下水道建設負担金百八十二万一千円を減額するものであります。また、公共下水道建設事業三千八十二万五千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設水道委員会

審議案件

- ①富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ②平成十七年度富士吉田市下水道事業特別会計補

正予算(第三号)

審議結果

- ①西丸尾団地、上宿団地、新開団地及び西吉田団地の老朽化による一部取壊し、及び組織機構改革に

3月市政 一般質問

三月六日の本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次定期例会（六月）より、市立図書館において閲覧できます。

佐藤みどり 議員
松野 貞雄 議員
宮下 豊 議員



佐藤みどり議員

①御師住宅を利用したまちづくりについて

【二回目の質問】

①外川家住宅は博物館分館として位置付け活用する計画だが、市民や観光客が繰り返し訪れても満足できるような方策を考えているのか、また、多くの市民から意見を伺い、それを取り入れることが大切であると思うが、市長の考えを伺う。

②御師関連の建造物は、老朽化が進んでおり、それら文化遺産を後世に継承していくためには、補助制度等何らかの方策を考えねばならない時が来ていると思うが、御師のまちづくりについて市長の考えを伺う。

③御師のまちづくりには、富士山レーダーは、

ム、道の駅等活性化エリアと北口本宮富士浅間神社と御師のまちを結び、まちの活性化につなげていってはどうかと思う。交通アクセス、拠点づくり、案内板の設置、ガイドの養成等、活性化について考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

①利活用計画は、基本的には共通観覧券での有料観覧を考えており、単に観覧に供するばかりでなく、体験や学習のできる魅力ある施設として積極的な活用を図るよう、今後、運営方法等について検討していく。

さらに、上吉田地区のまちづくりに関しては、すでに、平成十五年度、

十六年度のまちづくり地域委員会等において、多くの方々から御意見・御提言等をいただいているので、尊重しながら進めて参る。

②御師関連の建造物等の文化遺産を後世に継承していくための補助制度としては、「富士吉田市文化財保護条例」に修理費等について助成する制度を設けているので、これを活用して参る。

③まちの活性化については、民間事業者や地元関係者と連携し、富士山の自然や御師の歴史・文化遺産を繋ぐ観光振興策として、御師のまちと北口本宮富士浅間神社、道の駅を結ぶルートを選定し、歩く体験ツアーを新たに実施する運びとなっている。

て慎重に検討すべきであると思うが考えを伺う。

②市街地での開かれた博物館として、分館については条例を別に設けるか、追記するなどして街の活性化につながるようなものにしたら良いと思うが考えを伺う。

③文化財指定物件以外の十四件については、個人の所有であるので、文化財指定には理解と協力が必要である事は当然であるが、その方達への対応策は今の考えでよろしいのか。

④良好な街並み形成を促進するための「景観条例」を本市としても制定していくべきであると思うが、市長はどのように考えているのか。

【二回目の市長答弁】

①御師住宅の入館料については、基本的に博物館の付属施設として共通観覧券を考えており、「市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例」を基本に、今後必要な改正を行っていく。また、単独での入館についても、条例整備の段階で検討して参る。

展示については、外川家の調度品等の学術調査を行っている。その調査結果を踏まえて、今後、十分に内容を検討して参りたいと考えている。

③まちづくりと文化財の保存については、所有者の御理解、御協力のもと、文化財としての価値の重要度を勘案しつつ、慎重に判断し、保存の措置を講じたいと考えているので、御理解を賜りたい。

④景観条例の制定については、その基本となる景観法の趣旨は、それぞれの地区の実情を踏まえながら、より良好な景観を保つことが本来の目的であり、そのためには、制約等を伴うものである。実態的には、一部ではあるが、建築確認の申請段階で、例えば看板や色などを指導してきている。いずれにしても、慎重に対応しなければならぬものと考えている。

【三回目の質問】

①博物館施設の入館には、すでにレーダー入館と共通セット券を販売し、入館者の増加につなげているが、今後外川家を含めて考えた場合、共通券でどれくらいの方が入館すると予想しているのか、さらにレーダー入館から分館への見学者はバスや乗用車

3月市政一般質問

を利用すると思うが、駐車場についてはどのような考えをもっているのか伺う。

また、単独での入館も考えているとのことだが、先に分館を訪れた後に、博物館やレーダードーム館に行く方々への取扱いを考慮しているのか、来観者に満足していただけるように、細部にわたって検討していくことが大切であると思うが、その点を伺う。

②御師住宅のまちづくりについて広い意味で市長の考えを伺う。

③外川家の入館者数については、現在、外川家の調度品等の学術調査を行う

【二回目の質問】

①地域密着型サービスの創設及び地域包括支援センターの創設が四月よりスタートする。サービスのメニューはどのようなものかを考えているのか、また利用者数の拡大に伴い、受け入れる事業者の体制を把握できているのか、市長に伺う。

②高齢者を狙った悪徳商法が蔓延する中、地域包括支援センターでの成年

【二回目の市長答弁】

①外川家の入館者数については、現在、外川家の調度品等の学術調査を行う

②御師住宅のまちづくりについて広い意味で市長の考えを伺う。

③外川家の入館者数については、現在、外川家の調度品等の学術調査を行う

【二回目の市長答弁】

ているので、調査結果を踏まえ、展示品や運営方法等を検討していく。

また、外川家から博物館等に行かれる方の料金については、共通入館料となつているので、差額の入館料で利用できるよう検討して参る。

魅力ある施設として積極的な活用を図るよう、今後、十分検討して参る。

②御師住宅を活用したまちづくりについては、多くの方々から御意見、御提言等をいただき、尊重しながら進めて参る。

後見制度の充実や虐待防止等人權に関わる相談窓口を市長はどのように考えるか伺う。

③今後、生活機能が低下していく廃用症候群が増加すると言われており、そのための健康寿命を延ばし保険料の増額を抑えるための介護予防として、温泉施設や筋力トレーニング施設が必要であると思うが、市長の考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

①サービスマニユールについては、新予防給付事業、地域支援事業とも、国の定めた基準に基づき行う。また、受入れ体制の把握については、指定主体である山梨県が事業者指定を行い、十分な体制が執れるものと考えている。

なお、地域密着型サービスについては、指定・指導監督等は市が行うので、認知症対応型生活介護は平成十八年度より、小規模多機能居宅介護と認知症対応型共同介護は、平成十九年度からのサービス提供を考えており、事業開始に向け、山梨県と連携を図りながらサービス提供に遺漏のないよう諸準備を進めて参る。

②専門職種である社会福祉士を相談窓口配置し、多面的・専門的な支援に力を注いで参る。

また、成年後見制度利用支援事業を新年度よりスタートし、要援護者の支援環境を整備して参る。

③温泉施設や筋力トレーニング施設が健康増進や介護予防施策の拠点として、重要な役割を担うものと認識している。

【二回目の市長答弁】

①見直しのポイントは介護予防が第一であつて、要介護にならないためにも温泉施設は老人福祉センターやコミセンだけでなく充実したものを引き続き検討していくべきと思うが、市長の考えを伺う。

②地域包括支援センターの制度の周知徹底はどのようにしていくのか。

また、成年後見制度を必要とする人数の把握も必要だと思ふが、考えを伺う。

③現在は、ケアプランの出身、利用状況等のチェック機能がなく、事業者の請求に対して支払を行うシステムになっている。保険料を必要以上に上げないためにも、チェックシステムを取り入れていく必要があると思ふが、市長の考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

①温泉施設については、

②成年後見など、要援護高齢者の個々の状態に応じてきめ細かな対応を図っていく。

③チェックシステムの取入れについては、制度改正に伴い、平成十八年度からは保険者においても立入り検査等を行うことができることになるので、山梨県と連携を図る中で、制度の健全性を高めて参りたいと考えている。

なお、現在も請求書とケアプランを精査し、問題のあるケースについては、事業者へ確認を行い、改善等は正への働きかけを行っている。

【二回目の市長答弁】

①現在市では、スクールガードを市民に呼びかけ募集しているが、スクー

の整備等も視野に入れながら、効果的活用について検討して参る。

【二回目の質問】

①見直しのポイントは介護予防が第一であつて、要介護にならないためにも温泉施設は老人福祉センターやコミセンだけでなく充実したものを引き続き検討していくべきと思うが、市長の考えを伺う。

②地域包括支援センターの制度の周知徹底はどのようにしていくのか。

また、成年後見制度を必要とする人数の把握も必要だと思ふが、考えを伺う。

③現在は、ケアプランの出身、利用状況等のチェック機能がなく、事業者の請求に対して支払を行うシステムになっている。保険料を必要以上に上げないためにも、チェックシステムを取り入れていく必要があると思ふが、市長の考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

①温泉施設については、

②成年後見など、要援護高齢者の個々の状態に応じてきめ細かな対応を図っていく。

③チェックシステムの取入れについては、制度改正に伴い、平成十八年度からは保険者においても立入り検査等を行うことができることになるので、山梨県と連携を図る中で、制度の健全性を高めて参りたいと考えている。

なお、現在も請求書とケアプランを精査し、問題のあるケースについては、事業者へ確認を行い、改善等は正への働きかけを行っている。

【二回目の市長答弁】

効果的活用について検討して参る。

②制度の周知徹底については、広報紙・パンフレット等情報媒体を通じた周知はもとより、保健師による訪問指導活動、各種高齢者施策、在宅介護支援センターによる相談・実態把握業務の中で周知徹底が図れるものと考えている。

②成年後見など、要援護高齢者の個々の状態に応じてきめ細かな対応を図っていく。

③チェックシステムの取入れについては、制度改正に伴い、平成十八年度からは保険者においても立入り検査等を行うことができることになるので、山梨県と連携を図る中で、制度の健全性を高めて参りたいと考えている。

なお、現在も請求書とケアプランを精査し、問題のあるケースについては、事業者へ確認を行い、改善等は正への働きかけを行っている。

【二回目の市長答弁】

①現在市では、スクールガードを市民に呼びかけ募集しているが、スクー

ルガードリーダーとの連携と、スクールガードへの研修をどのように行っていくのか伺う。

【二回目の市長答弁】

①現在市では、スクールガードを市民に呼びかけ募集しているが、スクー

ルガードリーダーとの連携と、スクールガードへの研修をどのように行っていくのか伺う。

【二回目の市長答弁】

3月市政一般質問

② 防犯、防災情報を携帯電話のメールに一斉に配信する「学校情報配信システム」を試行することも未然に犯罪を防ぐことにつながると思われるが、市長の考えを伺う。

③ より防災効果を高めるため、青色パトカーを取り入れてはどうかと思うが、市長の考えを伺う。

④ CAPスペシャリストの養成とCAPプログラムの導入について、市長の考えを伺う。

う図っていく。

② 学校情報配信システムについては、関係者の御意見をお伺いする中で、研究検討を行っていきたいと考えている。

③ 青色防犯パトロールカーについては、まもなく運行を始める予定である。

④ CAP（いわゆる子供への暴力防止プログラム）の導入と専門家の養成については、子供への危害等を防ぐには大人の教育が必要と思われるため、今後、関係する担当の中で検討して参りたい。



松野貞雄議員

①地域の活性化対策について

「二回目の質問」

これまでの地方行政は、法律や国の指導による画一的なマニュアル行政で満足し、「他所でやったから自分の町でも」と横並びの後追い行政と言われ、前向きに地域活性化対策に努力してきたか、伺う。

これからは、「ソフト面」を重視して、地域に

埋もれている有形、無形の資源に磨きをかけ、創造を売り出す時代だと考えるが、その一例として、都市と山村との新しい人間交流を生み出す努力が必要ではないか、また、市民の話題となっている慶応義塾大学の誘致も活性化のため、早急に取り組むべきと考えるが、答弁をいただきたい。

これまでの中央省庁による全国画一的な通達、指導等による「待ち受け行政」から自ら考える「エンジン型行政」に転化するべきと思うが、見解を伺う。

「町づくり活性化委員会」を設け、それぞれに専門部会を設け、行政と住民が徹底的に意見を交換し、そこから活路を見出す考えがないか、お答え願う。

中央支配による「支店の運営施策」でなく「本店的政策」をつくり、産業を興し、雇用の拡大に結びつける地域活性化を図るべき、そして、我が市の底辺にある潜在能力を掘り出し、市全体の繁栄をもたらし、下からの積上式の発想の転換時代といっても良いと思うが、市長の答弁をいただきたい。

「二回目の市長答弁」

地方自治に対しては行政財面において特に厳しく、補助金の削減などの三位一体改革が進められている。これは、本来の姿である自主自立の地域の特性を大切にしながら、づくりを進めなければ自治が成り立たないことを意味していると私は考え

ている。

こうした状況下、まちづくりには「教育・文化・福祉」の3本の柱を中心に据え、本市の活性化に向けた取組みを推進しているところである。地域経済活性化の面においては、これまでも融資制度の改革や新制度を創設し、従来の制度とあわせ適宜弾力的な運用を図り、より実効性の高い中小企業対策を講じてきた。

さらに、企業誘致の促進策として、企業立地促進助成金交付制度が、ねらいどおりの役割を果たし、その成果が現れつつある。今後も、こうした時宜をとらえた本市独自の施策の展開に努めて参る。

いずれにせよ、国の各省庁別の縦割りの行政システムでは、地域固有の自然、歴史、文化等、地域の実情に即したきめ細かい行政的配慮は、到底実現できない課題であると考えている。

大切なことは、住民に最も身近な地方自治体、自らを考え、決定し、創意工夫することにより、施策として実行していくことにある、これらで「環境市民会議」、「み

んなでつくる新市立図書館委員会」、並びに「まちづくり地域委員会」へ市民の皆様の御参画をいただき、それぞれの行政課題について検討を重ねてきたところであるが、今後も、広く市民の皆様にご意見を求めて参りたい。

慶応義塾大学の誘致については、大学誘致という学部、学校施設の誘致を中心に据えた考えではなく、基本的には本市のまちづくりに対する大学の知的支援、その上での必要な施設などを設置し、官学民の協働体制を築き上げるという考え方で取り組んでいくべきであると考えており、大学側とこの方針を確認したところである。

地域活性化については、これから大切なことは、社会的、時代的な潮流はもろろんのこと、こうした動向と地域固有の自然・歴史・文化等を組み合わせ、一つの考えとして、ものづくりや新しい文化や生活様式として提案していくことが大切なことである。

「二回目の質問」

市長は、環境市民会議、みんなでつくる新市立図

3月市政 一般質問

書館委員会、まちづくり地域委員会等市民の参画のもと検討を重ねてきたといわれるが、意見を求めた結果がいつどこで報告され実現されたかを答弁願う。

これまでの審議会や協議会などは、人材が一方的に傾き、事務局案への意見問いかけなど、形骸化して住民参加とは程遠いものとなっている。少なくとも、原案なしで、自由に討論するような住民主導型の会議に切り替えなければ地域活性化に繋がらないと思うが、答弁願う。

慶応大学誘致について、地域活性化の核ともなることであり、国の補助制度を活用しながら、市長が先頭に立ち全力で取り組む必要があると考えるが、決意を明確に答弁願う。

「二回目の市長答弁」

市民検討組織的な性格を有する組織構成については、広報、ホームページ等を活用して、公募を中心に取り組んだところであり、偏った人選にはなり得ないものと考えている。

加えて、こうした市民検討組織の存在は、市民の

皆様の制約のない自由闊達な意見交換などが活発になされるところに意義があると考えている。

したがって、会議ではイニシアティブを市民の皆様がとり、より多くの御意見、考え方をお聞きすることに努めた。

さらに、こうした組織の取り組みの成果について、「環境市民会議」の活動は、昨年三月には環境基本条例を具現化していくための「環境基本計画」の策定に結びつき、現在「環境市民会議」は、新たな組織として、協働による施策の推進を図るため、継続して活動をお願いしている。

また、「みんなで作る新市立図書館委員会」は、「同委員会活動報告書（意見のとりまとめ）」として、昨年の六月に報告をいただき、本年度この報告書を参考にしながら基本設計に取り組み、「(仮称)市民文化エリア整備事業」の進捗を図ったところである。

さらに、「まちづくり地域委員会」については、参画をいただき、昨年十二月に「まちづくりの住民提案」として提案集にまとめ上げることができ

た。皆様からの御意見、御提言は、私の市政運営に支えとなっており、今後も、これらを参考にしながらまちづくりを推進して参りたいと考えている。

慶応義塾大学誘致については、本市と慶応大学の関係の築き方次第によつては、本市にとり大きな付加価値となり、地域のイメージアップや活性化が期待できるものと考えている。

大切なことは、大学と本市との協働が地域の産業、文化、経済等、さまざまな分野の活性化に結びつけることができるような関係のあり方について、お互いが模索、調整することにあり、議会からも御意見などをお伺いし、また御協力をいただきながら慎重に進めていこうと考えている。

本市の活性化など将来を思う気持ちは、皆同じであると考えている。市議会との連携はもろろんのこと、市民の皆様が参画もいただきながら、協働の考え方や、精神をもつて本市の活性化対策などのまちづくりを進めて参りたい。

② 中心商店街の空洞化について

「二回目の質問」

①市長は、これまで商店街対策にどんな具体的な手を打たれてきたか、お答え願う。

②商工会や民間事業主が主体となり、下吉田本町周辺の活性化を行う。民間が真剣に取り組もうとしているこの事業に対し、市長は、現状にどのような対処されていくのか、見解を求めらる。

「二回目の市長答弁」

①市では、商工業創造支援事業を導入し、空き店舗対策支援として地域と連携した「まちがミュージアム事業」、「食のフェスティバル事業」等地元住民が中心となった自主的なイベント等に積極的な支援を行ってきた。

空き店舗利用者への補助事業の充実、商店街への誘客手段として自由に乗り降りができるタウンスニーカーの活用など、空洞化対策の支援を行ってきた。

②昭和三十〜四十年代の街並み、「昭和レトロ」の雰囲気を活用して、商業者、まちおこしグループ、地元企業、商工会議所等で構成する「下吉田

まちづくり研究会」に、市も参画する中で事業計画を策定し、街中の「にぎわい」づくりに繋げて参りたいと考えている。

中心市街地の活性化は、人が滞留する空間及び各種イベントを行う、ポケットパークやパティオの確保、道路のバリアフリー化など、地域住民、来訪者等が安心、安全に生活や買い物ができる新たな「にぎわい」を創出する環境整備を図っていく。

「二回目の質問」

①市長は、商店街対策として、商工業創造支援、まちがミュージアム、食のフェスティバル等の事業を支援してきたと答弁しているが、実際には参加者も少なく個人での赤字もあり、続ける意味はないと聞いている。また、空き店舗利用者補助は、補助対象、利用者数について、答弁願う。

②中心市街地活性化事業として、中小商業活性化ビジョンに取り組みとしているが、机上の空論とならないよう、職員が一軒一軒訪問調査してその結果を活性化事業に取り込むべきと思うが、答弁

3月市政一般質問

願いたい。

③中小企業庁の小売商業対策について、いろいろな補助・助成制度があるので、これらを利用し、あらゆる角度から研鑽努力して商店街活性化事業に取り組みべきと思うが、その決意を答弁願いたい。

【二回目の市長答弁】

①一過性で終わるイベント中心から、積極的に「まちづくり」を自ら行う意欲ある団体に、中心商店街の活性化に向け支援を行って参りたい。

空き店舗対策事業は、複雑な権利関係により、不調に終わるケースが多いことなどから、現在までの利用件数は、一件にとどまっている。

②平成十八年度に空き店舗等の実態調査費を予算計化し、商工会議所を通じて最新情報を把握するためのデータ作りを行って参る。

③国・県の補助制度を活用し、平成十八年度には、音響施設整備事業に対し予算の計上を行った。

商店街の自立的な取り組みを支援し、中心商店街の活性化対策に対応し参る。



宮下 豊議員

①平成四年三月十六日付富士吉田市と大明見地区との確認書について

【二回目の質問】

一市二村間連絡道路の整備に関し、市と大明見地区との確認書の事項のうち、未完了の5項目について。

①大明見下の水線の整備について、二期分の進捗状況、問題点、事業完了に向けての具体的対応策及び事業完了時期について市長の考えを伺う。

②鴨川線の整備について、現時点での進捗状況、拡幅の問題点、事業完了に向けての具体的対応策及び事業完了時期について市長の考えを伺う。

③平成十六年三月に大明見地区から背戸山南面開発についての陳情がなされ、市長は前向きに対応するとの考えが示されたが、その後の具体的な対応、今後の対応策、その工程を示してほしい。

④一市二村間道路と連絡道路市道大明見古宮線との同時供用開始について、古宮線は本市の道路

基盤整備事業としての最優先事業だと思いが、市長の考えを伺う。

また、残りの用地未買収地の今後の具体的な買収対策と完了時期を示してほしい。

さらに、実施計画が完了していると聞いているが、どのくらいの工事費が見込まれるのか示してほしい。

平成四年三月十六日の確認書で、一市二村間道路と連絡道路市道大明見古宮線との同時供用開始を確約されているが、市長の見解と今後の具体的な工事計画、完了時期を明確に示してほしい。

⑤富士吉田、大月間国道バイパスについては、都留バイパス、大月バイパス等は進行している

ので、富士吉田、都留間についても早期着工できるように関係機関へ強力に働きかけるべきと考えますが、市長の見解を示してほしい。

【二回目の市長答弁】

①大明見下の水線二期分の事業進捗状況等については、雨坪及び中丸地区の土地区画整理事業とともに実施することとなった経緯があり、土地区画整理組合の設立が不可欠となり、当該土地区画整理事業を進めることにより二期分の事業が進捗することとなる。今後、それぞれ組合役員等と連携する中で、事業を進めて参りたい。

②鴨川線の整備については、二級河川の改修を伴う事業であると同時に、地元約束事項と関連しているものと認識している。

事業の進捗状況及び問題点については、道祖神から長泥川にかかる仮設橋までについては、今後において、地元条件整備が整うよう地権者及び地元関係者の御協力を得る中で、進捗を図って参る。

③背戸山南面開発については、開発計画の軸となる背戸山の道路計画について、大明見地区から向原地区をつなぐ道路を基幹農道として着工している。また、農林業・自然環境体験学習施設を中心とする（仮称）明見湖公園整備事業も工事が進

んでいるところである。背戸山南面については、地元の陳情内容を踏まえ、大明見地区の地域振興に大きく貢献できる事業計画として策定して参る。

④市道大明見古宮線については、事業実施に向け関係機関と協議を行って参る所である。

まず、残りの未買収地の対応策と完了時期については、今後の用地買収について、残り約10%の内約四・六%が県外在住者であるため、平成十八年度以降は、主に県外在住者を対象に用地買収を考えている。買収完了時期については、諸問題があるものの、地区関係者及び地権者の御協力を得て、早期解決を図って参りたい。

工事費については、平成九・十年間に県が橋梁を除いた実施設計を行った時点で、概ね、十二億八千五百万円である。

また、一市二村間道路並びに市道大明見古宮線の同時供用開始及び工事計画・完了時期については、地元大明見地区の要望を受け、同時供用開始を目指し、努力を重ねてきており、課題となつて

3月市政 一般質問

いた金山神社付近も一部ルートを変更することに
より解決し、現在測量作
業が完了したところであ
る。

⑤富士吉田、都留、大月
間の国道バイパスの検討
と実現化については、国
道一三九号は、混雑が著
しく、富士山の火山災害
の際には、避難経路とし
ての集中が予想され、大
きな混乱が懸念されるこ
とも含め、沿線の関係市
町と連携を図りながら、
国・県に強力に働きかけ
ているところである。

現時点においては、事
業着手に結びつくよう
な動きは見られないもの
の、地元にとっては必要
不可欠な道路であり、こ
の問題については、引き
続き、国・県に強く働き
かけて参る。

①大明見下の水線二期分
の整備について、雨坪地
区・中丸地区の土地区画
整理事業の進捗が事業推
進に必要不可欠という認
識は私も同様であるが、
区画整理事業の推進にあ

たつて、組合役員との連
携はもとより、民生安定
事業の補助金等も十分活
用し、より積極的な対応
をすべきと思うが、市長
の考えを伺う。

②鴨川線の整備につい
て、長泥川の橋梁改修を
行った場合、道路地盤が
現状より1mも高くなる
ため、地権者は、土地を
提供し、かつ、道路が高
くなるために土地活用が
不便になる。そこで、現
状の高さでの橋梁改修の
検討及び地権者の立場に
立った対応が最良の方法
と思うが市長の考えを伺
う。

③大明見古宮線につい
て、平成四年三月十六日
の確證書で、一市二村間
道路と連絡道路市道大明
見古宮線との同時供用開
始を確約されているが、
この履行について及び古
宮線が本市の道路基盤整
備事業の最優先事業であ
ることについて、再度、
市長の見解について、明
確に答弁してほしい。

また、事業と財政計画
は一体不可分であるが、
当初の財政計画はどのよ
うな内容であったのか、
具体的に示してほしい。
さらに、その後いつどの
ような財政計画変更がな

されたか具体的に示して
ほしい。

当該事業は、財政計画
に基づき、財源的には早
急に工事着工できると考
えられるが、その考え方
でよろしいか、市長の考
えを伺う。

【二回目の市長答弁】

①大明見下の水線の整備
については、雨坪及び中
丸地区の土地区画整理組
合役員と連携する中で、
最大限の支援をするにと
もに民生安定事業の補助
事業として実施していく
考えで進捗を図っていく。

②鴨川線の整備につい
ては、引き続き地権者等
の御理解がいただけるよ
う、山梨県との協議、地
元関係者の御理解、御協
力をいただきながら進め
ていく。

③市道大明見古宮線に
ついて、一市二村間道路
との同時供用開始につい
ては、答弁申し上げた経
緯、経過に加え、一市二村
間道路は、平成十八年度
末の供用開始を目的に工
事が進められており、現
時点での同時供用開始
は、不可能と判断してい
るが、整備については、
その重みを十分認識して
おり、今後早期に着工でき
よう努力して参る。

財政計画については、
当初、全事業費は橋梁費
を除き、概ね十六億円で
あり財源については、臨
時地方道整備事業債を充
てる考えであったが、平
成十六年度から国の起債
借り入れ許可方針等が変
更され、特定財源が見込
めなくなったことから、
事業費は一般財源で賄う
こととした。

また、工事着工につい
ては、財源確保のため、
山梨県と協議を進めてき
ている。

【三回目の質問】

大明見古宮線の財源確
保については、当然為さ
れておるでしょうし、ま
た、為されていないれば
おかしい。そこで、山梨
県との協議について、今

これは財源確保が大
きな課題であり、今後も
県の協力を得ながら、国
庫補助導入に向けて、財
源確保に努め、早期着工で
きるよう努力して参る。

【二回目の質問】

今後、お茶屋町会館
はもとより、各地域のコ
ミュニティ供用施設に駐
車場確保のため積極的に
対応すべきと考えるが、
市長の考えを示してほし
い。

【二回目の市長答弁】

現在、地区会館の駐車
スペースは、整備されて
いないものや二・三台が
やつと停車できる地区会
館がほとんどの状況であ
る。
そのような状況の中
で、一部の自治会におい
ては、自ら駐車場用地を
確保し、利便性を図って
いる地区もある。
地区会館は、コミュニ
ティセンターと異なり、
より住民に近い施設とし
て位置付け、基本的に整

3月市政 一般質問

備しない方針で進めてきているが、現状での地区会館の立地条件等を見ると、近くへの駐車場確保は難しいものがあるが、地元の御理解と御協力をいただく中で、検討していく。

「二回目の質問」

駐車場確保へ、用地取得はもとより、遊休地の賃借あるいは近隣民間施設へのお願い等によるなど、それぞれの地域に即した具体的な対応を為すべきと思うが、市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

地区会館近くへの駐車場確保については、地元の御理解と御協力をいただく中で検討して参る。

人事案件

富士吉田市公平委員会委員

渡辺和子氏（下吉田八七三番地の一）

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

渡邊和雄氏（下吉田一一一二番地）

渡辺照男氏（新倉一九〇番地の一）

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会

議員

（補欠選挙）下吉田区域

渡辺孝夫議員

議会を傍聴しましょう。



議会の動き

○行政視察研修

奈良の世界遺産は、東大寺・興福寺・春日大社・元興寺・薬師寺・唐招提寺・平城宮跡・春日山原始林の8つの資産で構成されており、「古都奈良の文化財」という名称で文化遺産として登録されている。各資産が単独に評価されたものではなく、8資産全体で物語っている奈良の歴史や特質が評価されたものである。

山梨県は、「富士山」を奈良と同じく文化遺産として世界遺産に登録することを目指しており、本市も県に合わせてこの先、様々な活動を展開していくものと思われる。今回の奈良市の世界遺産の視察研修は、「なら奈良館」での遺産の保存や登録に対する考え方を学び、また、世界遺産に登録されている「興福寺」、「東大寺」を実際に間近にすることにより、登録の過程における取り組みや姿勢、将来の方向性を見出すことなど、見識を深める意味合いから十分意義ある研修であった。

実施日 三月二十三日(木)～二十四日(金)

研修先 奈良県奈良市

内容 ・世界遺産に関する見識を深める

- ①なら奈良館
- ②興福寺
- ③東大寺

○演習場対策特別委員会の開催

日時 四月二十七日(木)

「平成十九年度防衛補助事業 事業計画（概算要求）について」の調査研究が行われました。



議案の処理結果 (3月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
報告第1号	専決処分報告	報告	市川三郷町、甲府市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入すること並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の増減を行うもの。
報告第2号	専決処分報告	承認	平成17年度富士吉田市一般会計補正予算(第6号)、歳入歳出にそれぞれ2,500万円を追加し、総額192億2,339万1,000円とするもの。
議案第1号	平成18年度一般会計予算	可決	予算総額190億6,500万円で、前年対比7.4%増。主な歳入は市税61億6,430万円余り、地方交付税23億6,000万円、国・県支出金28億2,382万円余り、繰入金18億9,465万9千円、分担金及び負担金12億8,617万円余り、市債11億9,260万円、その他の収入35億3,811万円余り等。 主な歳出は物件費34億7,969万4千円、人件費31億5,379万8千円、公債費22億3,897万8千円、補助費等21億3,671万1千円、扶助費17億5,676万3千円、投資的経費31億5,799万8千円等。
議案第2号	平成18年度下水道事業特別会計予算	可決	予算総額16億1,641万4千円で、前年対比0.9%減。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道建設事業費、流域下水道整備事業費等。
議案第3号	平成18年度国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額51億1,243万5千円で、前年対比0.6%増。歳出の主なものは保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等。
議案第4号	平成18年度老人保健特別会計予算	可決	予算総額39億4,102万3千円で、前年対比6.1%減。歳出の主なものは医療諸費等。
議案第5号	平成18年度介護保険特別会計予算	可決	予算総額23億8,054万4千円で、前年対比10.7%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第6号	平成18年度介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額3,617万4千円で、歳出の主なものは介護予防支援事業費等。
議案第7号	平成18年度看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額2億604万9千円で、前年対比2.9%増。歳出の主なものは人件費、委託料等。
議案第8号	平成18年度大明見水道特別会計予算	可決	予算総額4,739万4千円で、前年対比74.2%減。歳出の主なものは人件費、工事請負費等。
議案第9号	平成18年度市立病院事業会計予算	可決	予算額を収益的収入61億1,414万4千円、同支出60億4,393万円、資本的収入2億1,337万3千円、同支出3億10万7千円とするもの。
議案第10号	平成18年度水道事業会計予算	可決	予算額を収益的収入5億6,702万8千円、同支出5億5,982万8千円、資本的収入1億5,754万円、同支出3億5,430万円とするもの。
議案第11号	組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	組織機構改革に伴い、関係する条例について、部名の変更など所要の改正を行うため、制定するもの。
議案第12号	富士吉田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	可決	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条の規定等のに基づき、本市における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事項を定める必要があるため、所要の規定を整備するもの。
議案第13号	富士吉田市国民保護協議会条例の制定について	可決	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、富士吉田市国民保護協議会に関する事項を定める必要があるため、所要の規定を整備するもの。
議案第14号	地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の施行に係る地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、関係する条例について、所要の改正を行うもの。
議案第15号	富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第16号	富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	可決	市の組織機構改革及び病院内機構改革に伴い、医師手当の見直し及び手術手当の廃止など、所要の改正を行うもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第17号	富士吉田市特別会計条例の一部改正について	可決	介護保険法の一部改正に伴う介護予防支援事業について、新たな特別会計を設ける必要があることから、所要の改正を行うもの。
議案第18号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	法律の趣旨に基づき必要となる戸籍の無料証明に関し、包括的な規定とし、今後の法律制定・改正等に迅速に対応させるため、所要の改正を行うもの。
議案第19号	富士吉田市基金条例の一部改正について	可決	庁舎を整備するための基金を設置することに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第20号	富士吉田市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、管理委託に関する規定を削除するもの。
議案第21号	富士吉田市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	新たに地域包括支援センターを設置する必要があることから、所要の改正を行うもの。
議案第22号	富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について	可決	山梨県乳幼児医療費補助金交付要綱の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第23号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について	可決	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業実施要綱の制定及び山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第24号	富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	可決	山梨県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第25号	富士吉田市臨床検査センター管理条例の一部改正について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に施設の管理を行わせることができるようにするため、所要の改正を行うもの。
議案第26号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	西丸尾団地、上宿団地、新開団地及び西吉田団地の老朽化による一部取壊し、及び組織機構改革に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第27号	富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	みずほ公園スポーツ広場の完成に伴い、施設の位置付け及び使用料等について、所要の改正を行うもの。
議案第28号	富士吉田市立上吉田コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第29号	富士吉田市立明見コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第30号	富士吉田市立下吉田コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第31号	富士吉田市立上暮地コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第32号	富士吉田市立下吉田南コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第34号	富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第35号	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第36号	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。

議案の処理結果 (3月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第37号	富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するもの。
議案第38号	富士五湖広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び富士五湖広域行政事務組合規約の変更について	可決	甲府市が富士五湖広域行政事務組合を脱退するため、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について、地方自治法第290条の規定により議決を要するもの。
議案第39号	甲府市の脱退に伴う富士五湖広域行政事務組合の財産処分について	可決	甲府市が富士五湖広域行政事務組合を脱退することに伴い、上九一色村が出資した「ふるさと市町村圏基金」の財産処分に係る協議について、地方自治法第290条の規定により議決を要するもの。
議案第40号	上九一色村と富士吉田市との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約の廃止について	可決	上九一色村を廃止し、上九一色村大字梯及び古関の区域を甲府市に、また、大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を富士河口湖町に編入する廃置分合が施行されることに伴い、当該規約を廃止するものであり、地方自治法第252条第3項の規定により議決を要するもの。
議案第41号	公益法人等への富士吉田市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	可決	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行等に伴い、公益法人等への派遣職員の継続期間の計算等について、所要の改正を行うもの。
議案第42号	富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可決	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業取得職員の勤務期間の計算等について、所要の改正を行うもの。
議案第43号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、給料表の改定など、所要の改正を行うもの。
議案第44号	富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について	可決	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行等に伴い、退職手当の計算方法の改定など、所要の改正を行うもの。
議案第45号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	可決	介護保険制度の健全な運営を図るための第3期介護保険料の変更、並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う、保険料第2段階の細分化等、所要の改正を行うもの。
議案第46号	平成17年度富士吉田市一般会計補正予算(第7号)	可決	歳入歳出にそれぞれ2億3,293万6千円を追加し、総額194億5,632万7千円とするもの。
議案第47号	平成17年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ7,311万3千円を追加し、総額16億3,685万1千円とするもの。
議案第48号	平成17年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1億5,500万円を追加し、総額23億586万8千円とするもの。
議案第49号	富士吉田市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに指定介護予防サービスの費用に関する規定を追加するもの。
議案第50号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	可決	介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに指定介護予防サービスの費用に関する規定を追加するもの。
議案第51号	平成17年度富士吉田市一般会計補正予算(第8号)	可決	繰越明許費の補正として、職員住宅施設管理事業265万5千円、浅間公園整備事業7,612万9千円、市営住宅管理事業2,906万円の3件を追加するもの。
議案第52号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	同意	委員に渡辺和子氏(下吉田873番地の1)を選任するもの。
議案第53号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	委員に渡邊和雄氏(下吉田1112番地)、渡辺照男氏(新倉190番地の1)を選任するもの。
議案第54号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	可決	組織機構改革に伴い、本条例を改正するもの。
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、下吉田区域の渡辺孝夫議員が当選。